

## 野沢温泉スキー場管理条例第12条第2項における許可基準

株式会社野沢温泉は、野沢温泉スキー場管理条例（令和2年12月17日条例第27号）第12条第2項の指定管理者として、同項の許可基準を下記のとおり定める。

### 記

（定義）

第1条 この許可基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- ① スキー学校 営業として、スキー・スノーボードの指導等を行う、団体、企業又は個人をいう。
- ② 回 連続した日を含めた、スキー学校を開設する回数をいう。
- ③ 日 終日スキー学校を開設したか否かを問わず、スキー学校を開設した日をいう。
- ④ 長期スキー学校 月3回又は月合計7日以上（注1）、スキー学校を開設することをいう。
- ⑤ 短期スキー学校 月2回かつ月合計6日以内で、スキー学校を開設することをいう。

（公認スキー学校）

第2条 長期スキー学校は、公益財団法人全日本スキー連盟（以下「SAJ」という。）又は公益社団法人日本プロスキー教師協会（以下「SIA」という。）の公認校でなければならない。

（長期スキー学校の教師資格）

第3条 長期スキー学校で指導する教師は、次の各号に定めるいずれかの資格を有しなければならない。

- ① SAJが「公認スキー学校等設置基準及び申請・実施要領（520）」で定める、公認スキー指導員・準指導員、公認スノーボード指導員・準指導員、公認クロスカントリースキー指導員、各加盟団体が認定する認定指導員。
- ② SIAが「SIA認定スノースポーツ教師検定規定」で定める、アルペンスキーステージⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ、スノーボードステージⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ、テレマークスキーステージⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ。
- ③ SIAが、「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件 別表第十二 - イ」に掲げるものと同等以上と認めるスキーの指導に関する資格。
- ④ スキー指導に基づく、「出入国管理及び難民認定法第七条第一項二号の基準を定める省令（平成2年法務省令第十六号）に規定された、法別表第一の二の表の技能の項の下欄に掲げる活動、基準第八号」の在留資格。

（短期スキー学校の教師資格）

第4条 短期スキー学校で指導する教師は、前条の資格又はスキー・スノーボード種目の冬季オリンピック若しくは世界選手権に出場したことのある者でなければならない。

(就労資格)

第5条 長期スキー学校又は短期スキー学校で指導する外国人は、出入国管理及び難民認定法に基づく就労資格を有しなければならない。

(損害賠償責任保険)

第6条 長期スキー学校又は短期スキー学校は、1事故につき3億円(対人・対物共通)以上の損害賠償責任保険に加入しなければならない。

(長期スキー学校の許可申請)

第7条 長期スキー学校を開設しようとする者は、第2条から第6条に掲げる要件を証する資料を添付のうえ、株式会社野沢温泉に書面にて許可申請をしなければならない。

(短期スキー学校の許可申請)

第8条 短期スキー学校を開設しようとする者は、短期スキー学校開設許可申請書(様式1)に次の各号に定める書類を添えて許可申請をしなければならない。但し、同一スキーシーズンにおいて、2回目以降に短期スキー学校を開設しようとする者は、短期スキー学校開設許可申請書・2回目以降(様式2)によって許可申請することで足りる。

- ① 代表者及び指導する教師の氏名、住所及び電話番号が記載された名簿
- ② 指導する教師の資格を証する書面の写し
- ③ 外国人においては就労資格を証する書面の写し
- ④ 損害賠償責任保険の加入証の写し
- ⑤ ユニフォームがある場合には使用するユニフォームの写真

(禁止事項)

第9条 株式会社野沢温泉の許可なく、長期スキー学校又は短期スキー学校を開設してはならない。

2 短期スキー学校は、各種シーズン券を使用してはならない。

3 前項の規定に違反した場合、当該シーズン券の利用を停止し、開設許可を取り消す。

(遵守事項)

第10条 長期スキー学校及び短期スキー学校は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ① 野沢温泉村スキー場安全条例、野沢温泉スキー場管理条例を理解すること。
- ② 株式会社野沢温泉の指示に従い、安全・安心なスキー場運営に協力すること。
- ③ 技術・指導の研鑽、サービスの質の向上に常に務めること。

以上

(注1)

例 ① 毎週日曜日に開設⇒月3回以上であることから、長期スキー学校。

② 第2と第4の土曜日・日曜日に開設⇒土曜日と日曜日は連続した日であることから1回であって、第2と第4の土曜日・日曜日開催は月2回、月合計4日となり、月2回かつ月合計6日以内であることから、短期スキー学校。

- ③ 12月28日から1月3日に開設⇒12月28日から12月31日、1月1日から1月3日は、12月と1月の各月において1回であって、12月は4日、1月は3日となり、月2回かつ月合計6日以内であることから、短期スキー学校。
- ④ ③に加え、1月の三連休で3日連続開設⇒1月1日から1月3日と1月の三連休で3日連続開催することは、月2回かつ月合計6日以内であることから、短期スキー学校。

令和5年12月18日

野沢温泉スキー場指定管理者

株式会社野沢温泉 代表取締役社長 片桐幹雄